

《資料編》

中津川市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 良好な環境の保全と創出に関する基本的施策（第7条—第17条）

第3章 地球環境保全の推進（第18条）

第4章 環境保全の推進体制（第19条—第20条）

第5章 補則（第21条）

附則

恵那山、中央アルプスの山並みを望み木曾川が流れる私たちのまち中津川市は、古くは東山道の要衝として、近世からは中山道の宿場町として、豊かな伝統文化を育みながら、水とみどりに恵まれた地方都市として発展してきました。

一方、今日の経済社会の発展は、私たちの生活に利便性や豊かさをもたらしたものの、大気汚染や河川の汚濁などにより、自然環境や生活環境に多様な影響を及ぼすこととなり、さらには生態系や地球規模の環境にまで大きな影響を与えることになりました。

こうした問題は、資源やエネルギーを大量に消費するといった社会の仕組みや従来の私たちの生活様式の存り方に大きく根ざしているといえます。

もとより私たちは、だれもが良好な環境のもと健康で文化的な生活を営む権利を有すると同時に、恵み豊かな環境を保全創出し、将来の世代へ引き継いでいく責任と義務を担っています。

私たちは、この豊かな環境を守り育むことが木曾川をはじめ、河川の上流部を基盤として生活するものの基本的な務めであることを認識するとともに、環境が地球に生存するあらゆる生物の共有財産であることを強く自覚しなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、環境への負荷を少なくするよう努め、豊かな自然の恵みを受けながら持続的に発展することが可能な循環型社会を実現するため、この条例を定めます。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民と事業者の責任と義務を明らかにするとともに、良好な環境の保全と創出についての施策を総合的、計画的に進めるための基本となる事項を定めることで、現在と将来の世代の市民が健康を守り、安全で快適な文化的生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「良好な環境」とは、現在と将来の世代の市民が健康を守り、安全で快適な文化的生活を営むことができる自然環境、生活環境、文化環境等のことをいいます。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響

であって、良好な環境を保全し、創出するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

- 3 この条例において「公害」とは、良好な環境を保全し、創出するうえで支障となるもののうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。
- 4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他地球全体あるいは広範な地域の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉の向上に役立ち、市民の健康を守り、安全で快適な文化的生活の確保に貢献するものをいいます。

（基本的な考え方）

第3条 良好な環境の保全と創出は、環境が人の活動による環境への負荷によって損なわれやすく、いったん失われた良好な環境はなかなか取り戻せないという認識に立ち、積極的に取り組まねなければなりません。

- 2 良好な環境の保全と創出は、市民が良好な環境の恩恵を受けることができるとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的に行われなければなりません。
- 3 良好な環境の保全と創出は、人が自然の構成員として自然と共生できる社会の実現を目指すことを目的に行われなければなりません。
- 4 良好な環境の保全と創出は、市、市民と事業者のそれぞれの公平な役割分担のもと、すべてのものにより自主的に、しかも積極的に取り組まねなければなりません。
- 5 地球環境の保全は、人類共通の課題であることから、すべての事業活動と日常生活において身近な問題としてとらえ、積極的に取り組まねなければなりません。

（市の責任と義務）

第4条 市は、良好な環境の保全と創出についての基本的、総合的な施策を策定し、実施する責任と義務があります。

- 2 市は、事業を立案したり、実施しようとするときは、良好な環境の保全と創出に配慮して行わねなければなりません。
- 3 市は、良好な環境の保全と創出に必要な調査、研究を行わねなければなりません。
- 4 市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体（以下「市民等」といいます。）が実施する良好な環境の保全と創出についての事業や活動に協力しなねければなりません。

（市民の責任と義務）

第5条 市民は、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮し、日常生活においては、省エネルギー、廃棄物の減量化と資源の循環的利用の推進、生活排水を改善することなどにより、環境への負荷を少なくするよう努めなければなりません。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、良好な環境の保全と創出に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創出についての施策に協力しなねければなりません。

（事業者の責任と義務）

第6条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担により必要な措置をとる責任と義務があります。

- 2 事業者は、資源とエネルギーの有効利用を図るとともに、廃棄物の減量化と資源の循環的利用の推進等に取り組むことにより、環境への負荷を少なくするよう努めなければなりません。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、良好な環境の保全と創出に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創出についての施策に協力しなければなりません。

第2章 良好な環境の保全と創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に推進するため、環境基本計画を策定します。
- 2 環境基本計画には、環境の保全と創出に関する長期的な目標や施策の方針、その他の重要事項を定めます。
 - 3 市長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置をとるとともに、中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）第2条に定める中津川市環境保全審議会の意見を聴かなければなりません。
 - 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、できる限り速く、これを公表しなければなりません。
 - 5 環境基本計画を変更するときも、前2項で定められた手順によります。

(環境基本計画との整合)

- 第8条 市は、施策を策定したり、実施しようとするときは、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

(事業者の環境管理の促進)

- 第9条 市は、事業者がその事業活動に関する環境への負荷を少なくするために行う自主的な環境管理が促進されるよう努めます。

(環境保全に関する施設の整備)

- 第10条 市は、良好な環境の保全と創出に関する公共的施設の整備を推進するよう努めます。

(資源の循環的利用等の促進)

- 第11条 市は、廃棄物の減量や資源の循環的利用、エネルギーの有効利用を促進するよう努めます。

(新エネルギー活用の促進)

- 第12条 市は、新エネルギーについて調査、研究し、地域の特性を活かした方法による活用の促進に努めます。

(環境学習の充実、環境教育の推進)

- 第13条 市は、市民等が良好な環境の保全と創出について理解を深め、環境に配慮した生活や事業活動が自発的に行われるよう環境学習を充実させ、環境教育を推進します。

(市民等の活動に対する支援)

第 14 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、資源の再生活動その他良好な環境の保全と創出のために行う活動を促進するため必要な措置をとるよう努めます。

(環境情報の提供と市民参加の促進)

第 15 条 市は、環境の状況や良好な環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めます。

2 市は、良好な環境の保全と創出に関する基本的な施策の策定等への市民参加を促進するよう努めます。

(経済的措置)

第 16 条 市は、環境への負荷を少なくするため、市民や事業者を経済的な負担をかけようとするときは十分に調査、研究し、特に必要があると認められる場合に限り、その範囲内で措置をとります。

(年次報告の公表)

第 17 条 市長は、環境の状況や良好な環境の保全と創出に関する施策の実施状況について、年次報告を作成し、公表します。

第 3 章 地球環境保全の推進

(地球環境の保全)

第 18 条 市は、地球温暖化の防止やオゾン層の保護、その他の地球環境の保全に役立つ施策を積極的に推進しなければなりません。

2 市は、市民等の地球環境保全への行動を促進するため、情報の提供や啓発などの措置をとらなくてはなりません。

3 市は、地球環境の保全に関する施策を実施するときは、国や他の地方公共団体、その他の関係団体等（以下「関係団体等」といいます。）と連携して、国際協力に貢献できるように努めなければなりません。

第 4 章 環境保全の推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に行うため、推進体制の整備その他必要な措置をとらなければなりません。

(広域的な環境保全の取組)

第 20 条 市は、良好な環境の保全と創出にあたっては、常に広域的な視点に立つとともに、広域的な連携を行う必要がある施策については、関係団体等と協力して、その推進に努めます。

第 5 章 補則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関係して必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成 14 年 6 月 28 日から施行します。